

大口町告示第63号

大口町児童手当事務処理要領を次のように定める。

平成30年5月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町児童手当事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給等に関して町が処理すべき事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (関係部門間、関係機関との連携)

第2条 児童手当等に関する事務の取扱いに当たっては、請求者、受給者又はその他の関係者（以下「請求者等」という。）の利便の向上等を図る観点から、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、学校教育担当部門、保育所担当部門、児童福祉担当部門、障害者福祉担当部門、その他の関係部門との連携に努めるものとする。

2 児童手当等の認定に当たっては、二重支給の防止等、適正な支給を図る観点から、市町村間、都道府県、その他関係機関との連携に努めるものとする。

3 受給資格に係る状況の変更に伴い、受給資格者が変更となる場合、新たな受給資格者は認定請求等が必要となることから、関係部門間、市町村間、都道府県等との連携を図ることにより、当該事実の把握に努め、請求者等に対する周知に努めるものとする。

### (文書の取扱い)

第3条 請求者等に対する通知、照会等の文書を作成するときは、記載内容が容易に理解できるよう、なるべく平易な文体を用いる等の方法を講じるものとする。

2 請求者等から提出される請求書、届書等は、請求者本人が記入したものを受理するものとする。ただし、やむを得ず担当職員が請求者に代わって記入する場合には、請求者等に記入事項を十分に確認し、かつ、その旨を請求書、届書等に付記するものとする。

3 請求者等から提出された請求書、届書等の記載事項に明白な誤りがある場合においても、これが軽微なものであって容易に補正できるものであるときは、請求者等に適宜その誤りの補正を求め、補正されたものを受理するものとする。

4 請求書、届書等の提出を受けたときは、その請求書又は届書等に必ず受付確認年月日を記入するものとする。

5 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に従い、適正に行うものとする。

（備え付けるべき帳簿等）

第4条 町において備える帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 受給者台帳
- (2) 関係書類返戻・保留カード
- (3) 受給資格調査員証交付簿
- (4) 父母指定者管理台帳

（受給者台帳）

第5条 前条第1号の受給者台帳（以下「受給者台帳」という。）は、様式第1及び様式第2によりそれぞれ作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得る場合は、受給者台帳の作成を省略することができる。

2 受給者が外国人であるときは、受給者台帳の余白に外国人である旨や通称名を記載するなど、適正に整理するものとする。

（返戻・保留カード）

第6条 第4条第2号の関係書類返戻・保留カード（以下「返戻・保留カード」という。）は、様式第3により作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。ただし、返戻・保留カードに記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得る場合は、返戻・保留カードの作成を省略することができる。

（調査員証交付簿）

第7条 第4条第3号の受給資格調査員証交付簿(以下「調査員証交付簿」という。)は、様式第4により作成し、児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。)第13条による身分を示す証票の交付を行ったとき及び返納を受けたときに記入するものとする。ただし、調査員証交付簿に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得る場合は、調査員証交付簿の作成を省略することができる。

(父母指定者管理台帳)

第8条 第4条第4号の父母指定者管理台帳は、父母指定者(法第4条第1項第2号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。)が監護し、かつ、生計を同じくする児童(以下「父母指定者に養育される児童」という。)で町に住所を有するものにおいて、様式第5により作成する。ただし、父母指定者管理台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得る場合は、父母指定者管理台帳の作成を省略することができる。

(父母指定者指定届の処理等)

第9条 町は、省令第1条の3による届出があったときは、父母指定者管理台帳に所要の事項を記入するものとする。

2 父母指定者の支給事由が消滅したときは、支給事由消滅年月日を記入するものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第10条 省令第1条の4第1項の請求書(以下「認定請求書」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 省令第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、その認定請求書にその省略させた書類の名称及びその理由を記入すること。

(2) 認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、次によること。

ア 認定請求書を返戻する場合は、様式第6による通知書を作成し、その認定

請求書に添えて返戻すること。ただし、添付書類が不足している場合は、原則として返戻はせず、イにより対応すること。

イ 認定請求書を保留する場合は、様式第6による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ ア又はイの処理を行った場合は、返戻・保留カードにその旨を記入すること。

(3) 前号の規定によって返戻したものが補正されて再提出されたとき又は保留の事由がなくなったときは、返戻・保留カードに再提出年月日を記入すること。

(4) 地方税関係情報、年金給付関係情報及び住民票関係情報の連携のために一般受給資格者の、地方税関係情報及び住民票関係情報の連携のためにその配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。）をいう。以下同じ。）の個人番号を記載する必要があるが、当該番号の記載がないことのみをもって返戻・保留はしないこと。

2 認定請求書の記載事項については、次により審査するものとする。

(1) 認定請求書の記載事項を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）及び添付書類により確認することとし、次に掲げる事項については、特に留意すること。

ア 請求者のほかに請求に係る児童を監護し、かつ、生計を同じくする当該児童の父若しくは母、未成年後見人（法人を除く。）又は父母指定者がある場合は、必要に応じて、それら請求者以外の者についても法第5条に定める所得の状況の確認に努めること。

イ 請求に係る児童のうち町の区域外に住所を有する児童（法第3条第3項に規定する施設入所等児童を除く。）があるときは、省令第1条の4第2項第1号の規定に基づき添付される当該児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの及び同項第3号の規定に基づき添付される書類（様式第6の2）により、児童と同居している者の状

況等を確認すること。

ウ 請求にかかる児童が日本国内に住所を有しない場合は、省令第1条に規定される理由に該当するか否かを省令第1条の4第2項第2号の規定に基づき添付される書類（海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等）により確認すること。

エ 請求者が未成年後見人として請求したときは、省令第1条の4第2項第4号の規定に基づき添付される書類（未成年後見人である旨の申立書、請求に係る児童の戸籍抄本等）により確認すること。

オ 請求者が父母指定者として請求したときは、第4条第4号の父母指定者管理台帳又は省令第1条の4第2項第5号の規定に基づき添付される書類（父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況が分かる書類等）により確認すること。この場合において、父母指定者と請求に係る児童が別居している場合は、当該児童の状況がわかる書類（全寮制の学校の寮の入寮証明書等）の添付を求め、当該書類により同居が困難であることを確認するとともに、上記イにより確認すること。

カ 請求者が法第4第4項の支給要件に該当する者（以下「同居父母」という。）として請求したときは、省令第1条の4第2項第7号の規定に基づき添付される書類（申立書及び当該申立に係る事実を証明する書類）により確認すること。

キ 請求に係る児童が施設入所等児童（法第3条第3項に規定される施設入所等児童をいう。以下同じ。）に該当する者でないことを、都道府県等から提供される情報により確認すること。

(2) 前号によって確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこととし、特に前号イ又はエからカに該当する場合には、父母等の所在地の市町村に対して当該父母等の受給状況の確認を行うなど、二重支給の防止を図ること。

3 前項の規定によって審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳に所要の事項を記入すること。
- (2) 様式第7による通知書を作成し、受給者に送付すること。この場合において、次のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載のうえ、通知すること。

ア 省令第1条に規定される理由に該当する児童について認定した場合 留学により日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過したときは、受給事由消滅届等を、3年以内に児童が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ町長に対して提出する必要がある旨

イ 未成年後見人を認定した場合 未成年後見人を解任され又は辞職したときは、町長に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨

ウ 父母指定者を認定した場合 児童の生計を維持する父母等が日本国内に住所を有するに至ったときは、町長に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨

- (3) 認定請求書に認定年月日を記入すること。
- (4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること。（受給者が法人である場合を除く。）
- (5) 同居父母を認定した場合は、当該同居父母以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（当該者が公務員である場合はその所属庁）に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、様式第8により通知すること。（当該同居父母以外の者が同居父母と異なる市町村に住所を有する場合又は公務員として所属庁において受給している場合に限る。）

4 第2項の規定によって審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 認定請求書に却下の旨及び却下年月日を記入すること。
- (2) 様式第7の2による通知書を作成し、請求者に送付すること。

（施設等受給者資格者に係る認定請求書の処理）

第11条 省令第1条の4第3項の請求書（以下「認定請求書（施設等受給資格者

用)」という。)の提出を受けたときは、前条第1項各号の規定の例により処理するものとする。

2 認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項については、次により審査するものとする。

(1) 認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項を公募等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）及び添付書類により確認することとし、特に、省令第1条の2第1項に規定する短期間の委託が行われている者若しくは同条第2項各号のいずれか、同条第3項又は第4項に掲げる短期間の入所をしている者又は施設に通う者は、施設入所等児童に該当しないことになるので留意すること。

(2) 前号によって確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。

3 前号の規定によって審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳（施設等受給者用）に所要の事項を記入すること。

(2) 様式第9（施設等受給資格者用）による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 認定請求書（施設等受給資格者用）に認定年月日を記入すること。

(4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること。（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）

4 第2項の規定によって審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次より処理するものとする。

(1) 認定請求書（施設等受給資格者用）に却下の旨及び却下年月日を記入すること。

(2) 様式第9の2（施設等受給資格者用）による通知書を作成し、請求者に送付すること。

（一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第12条 省令第2条第1項の請求書（以下「額改定認定請求書」という。）の提

出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 省令第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、額改定認定請求書にその省略させた書類の名称及びその理由を記入すること。

(2) 額改定認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第10条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。

2 額改定認定請求書の記載内容については、第10条第2項の規定（同項第1号アの規定を除く。）の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳に新たに支給対象となった児童の氏名及び改定後の支給額を記入すること。

(2) 様式第10による通知書を作成し、受給者に送付すること。ただし、第10条第3項第2号のアからウに掲げる場合にあっては、同号の例により通知書を作成すること。

(3) 額改定認定請求書に改定年月日を記入すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳の備考欄に改定の請求を却下した旨を記入すること。

(2) 様式第10の2による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定認定請求書に改定請求却下年月日を記入すること。

（一般受給者に係る額改定届の処理）

第13条 省令第3条第1項の届書（以下「額改定届」という。）の提出を受けたときは、前条第1項及び第2項の規定の例により審査するものとする。

2 前項の規定によって審査した結果、届出に係る事実があることを確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳の児童欄から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。

(2) 様式第10による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定届に改定年月日を記入すること。

3 第1項の規定によって審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者台帳の備考欄に額改定届を返付した旨を記入し、受給者に返付するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第14条 省令第2条3項の請求書(以下「額改定認定請求書(施設等受給者用)」という。)の提出を受けたときは、第12条第1項各号の規定の例により処理するものとする。

2 額改定認定請求書(施設等受給者用)の記載内容については、第11条第2項の規定の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳(施設等受給者用)に新たに支給対象となった児童の氏名及び改定後の支給額を記入すること。

(2) 様式第11(施設等受給者用)による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定認定請求書(施設等受給者用)に改定年月日を記入すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、支給額を改定しないもの確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳(施設等受給者用)の備考欄に改定の請求を却下した旨を記入すること。

(2) 様式第11の2(施設等受給者用)による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定認定請求書(施設等受給者用)に改定請求却下年月日を記入すること。

(施設等受給資格者に係る額改定届の処理)

第15条 省令第3条第2項の届書(以下「額改定届(施設等受給者用)」という。)の提出を受けたときは、前条第1項及び第2項の規定の例により審査するものと

する。

2 前項の規定によって審査した結果、届出に係る事実を確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳（施設等受給者用）の児童欄から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。

(2) 様式第11（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定届（施設等受給者用）に改定年月日を記入すること。

3 第1項の規定によって審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者台帳（施設等受給者用）の備考欄に額改定届を返付した旨を記入し、受給者に返付するものとする。

（職権に基づく額改定の処理）

第16条 額改定届又は額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳に改定後の支給額を記入するとともに、所要の事項を記入し、又は、児童欄から改定の原因となる児童を消除すること。

(2) 様式第10又は様式第11（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその送付年月日を記入すること。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第17条 省令第4条第1項の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 現況届の記載事項について、受給者台帳と照合し、省令第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、現況届にその省略させた添付書類の名称及びその理由を記入すること。

(2) 現況届の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第10条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。

- 2 前項第1号の規定によって照合したものについては、第10条第2項の規定の例により審査するものとする。
- 3 前項の規定によって審査した結果、引き続き児童手当等を支給すべきものと認めるときは、受給者台帳の現況届欄に所要の事項を記入すること。
- 4 第2項の規定によって審査した結果、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条第1項又は第2項の規定により認定請求があったものとみなされる場合に該当すると認めるときは、受給者台帳に所要の事項を記入するほか、様式第7による通知書を作成し、受給者に送付するものとする。
- 5 第2項の規定によって審査した結果、児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、次により処理するものとする。
  - (1) 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管すること。
  - (2) 様式第12による通知書を作成し、受給者に送付すること。
  - (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。（受給者が法人である場合を除く。）
- 6 毎年6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。

（施設等受給資格者に係る現況届の処理）

第18条 省令第4条第3項の届書（以下「現況届（施設等受給者用）」という。）

の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 現況届（施設等受給者用）の記載事項について、受給者台帳（施設等受給者用）と照合し、省令第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、現況届（施設等受給者用）にその省略させた添付書類の名称及びその理由を記入すること。
- (2) 現況届（施設等受給者用）の記載及び添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第10条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。

- 2 前項第1号の規定によって照合したものについては、第11条第2項の規定の例により審査するものとする。
- 3 前項の規定によって審査した結果、引き続き児童手当等を支給すべきものと認めるときは、受給者台帳（施設等受給者用）の現況届欄に所要の事項を記入すること。
- 4 第2項の規定によって審査した結果、児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、次により処理するものとする。
  - (1) 受給者台帳（施設等受給者用）に消滅事由及び消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管すること。
  - (2) 様式第13による通知書を作成し、受給者に送付すること。
  - (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）
- 5 毎年6月30日までに現況届（施設等受給者用）が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届（施設等受給者用）の提出がない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。

（氏名変更等届の処理）

第19条 省令第5条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者台帳の氏名（法人名等）欄を改めるものとする。
- (2) 受給者が施設等受給者である場合は、受給者台帳（施設等受給者用）の設置者等の氏名（法人名等）欄、施設等の名称欄、施設等の種類欄及び施設入所等児童の氏名欄を必要に応じて改めるものとする。

（住所変更等届の処理）

第20条 省令第6条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者又は児童の氏名及び住所（受給者が法人である場合は主たる事務所の所在地）等を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）及び添付書類により確認すること。

(2) 受給者が施設等受給者である場合は、設置者等の所在地（法人の主たる事務所  
の所在地）、施設等の所在地（住所）又は施設入所等児童の居住地を公募等  
及び添付書類により確認すること。

(3) 受給者台帳に変更後の住所及び変更年月日を記入すること。

（受給事由消滅届の処理）

第21条 省令第7条の届書（以下「受給事由消滅届」という。）の提出を受けた  
ときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管  
すること。

(2) 様式第12又は様式第13（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給  
者に送付すること。

(3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。（受給者が国、地方  
公共団体又は法人である場合を除く。）

(4) 支給対象となる児童と市町村を異にして別居している父母指定者について、  
前号までの処理をしたときは、児童の所在地の市町村に対して、様式第14に  
より通知すること。

（職権に基づく支給事由消滅の処理）

第22条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等（マイナンバー制  
度による情報連携を含む。）によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確  
認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。

2 前項の規定による職権に基づく処理を行うことができるのは、次の各号のい  
ずれかに該当する場合とする。

(1) 省令第1条に定める理由により児童が日本国内に住所を有しなくなった日か  
ら3年を経過した場合

(2) 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしな  
い同居父母が認定されるに至った場合

(3) 支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、その父母等が当該児  
童に係る支給要件を具備しなくなった場合

(4) 施設入所等児童でなくなったことに伴い、里親等又は施設設置者が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合

(5) その他、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合

(住民基本台帳法による届出の処理)

第23条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による附記がなされたときに限る。）は、第20条又は第21条の規定の例により処理するものとする。

(支払の処理)

第24条 児童手当等の支払を窓口で行う場合には、様式第15又は様式第15の2（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳に支払金額及び支払年月日を記入するものとする。

2 児童手当等の支払を口座振替で行う場合には、様式第15の3又は様式第15の4（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付することとし、支払を行った場合には、受給者台帳に支払金額及び支払年月日を記入するものとする。

3 様式第15の5又は様式第15の6（施設等受給者用）により通知した場合であって、通知後、支払の内容等に変更を生じた場合は、変更内容を記載し、受給者に改めて通知すること。

(未支払請求書の処理)

第25条 省令第9条の請求書（以下「未支払請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 未支払請求書の記載事項について、受給者台帳と照合すること。

(2) 未支払の児童手当等を支給するものと決定したときは、次によること。

ア 請求者が法第12条第1項に規定する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（以下「中学校修了前の児童」という。）であった者である場合は、様式第16による通知書を作成し、請求者に送付すること。

イ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者又は施設等受給資

格者であった者である場合は、様式第17による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ 請求者が中学校修了前の児童であった者である場合は、受給者台帳の支払金額欄に支払金額及び支払年月日を、備考欄に請求者の氏名及び住所を記入すること。

エ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、支払金額欄に支払金額及び支払年月日を記入すること。

(3) 請求を却下するものと決定したときは、次によること。

ア 請求者が中学校修了前の児童であった者である場合は、様式第16による通知書を作成し、請求者に送付すること。

イ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、様式第17による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ 請求者が中学校修了前の児童であった者である場合は、受給者台帳の備考欄に請求を却下した旨を記入すること。

エ 請求者が施設等受給者又は施設等受給資格者であった者である場合は、受給者台帳（施設等受給者用）の当該請求に係る施設入所等児童であった者の備考欄に請求を却下した旨を記入すること。

(支払の一時差止めの処理)

第26条 法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものと決定したときは、様式第18又は様式第19（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその旨を記入するものとする。

(処分の取消し)

第27条 児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあつたときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとする。

2 前項の取消しは、文書をもって請求者等に通知するものとする。

(寄附に係る事務処理)

第28条 法第20条の規定による寄附の申出については、申出の期限を定め、請求者等に周知すること。

2 省令第12条の9の児童手当等に係る寄附の申出書（以下「寄附申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 支払期月毎に寄附申出書に記載された寄附金額を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する児童手当等の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等額を控除した額。以下この条において同じ。）から寄付金額を控除した額を支払うものとする。この場合において、当該支払期月に支給する児童手当等の額が寄付金額に満たない場合は、寄附は行われぬものとし、寄付金額を控除せずに支払うこと。

(2) 支払期月毎に支給する児童手当等の額から寄附金額を控除し、様式第20による寄附受領証明書を作成し、請求者等に送付すること。

3 寄附申出書の署名欄と児童手当等の請求者等の氏名が異なる場合又は申出の期限を過ぎて寄附申出書が提出された場合には、当該申出書を請求者等に返戻すること。

4 請求者等より、寄附申出書の内容を変更し、又は寄附申出書を撤回するため、様式第21による申出書（以下「寄附変更等申出書」という。）が提出された場合には、速やかに処理を行うこと。

5 支給事由の消滅等により児童手当等の支払が行われぬ場合や手当額の減額により寄附申出書の寄附の額に達しないときは、申出に係る寄付の受領は行わぬこととする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理）

第29条 法第21条の規定により、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等を実施する場合には、実施する旨を請求者等に周知するとともに、申出の期限を定め、請求者等に周知すること。

2 省令第12条の10の規定により、児童手当等に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下「学校給食費等徴収等申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う場合は、児童手当等から徴収等する各支払期月毎の費用等について、様式第 2 2 による通知書を作成し、徴収等対象者に送付すること。
  - (2) 支払期月毎に学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う額（以下この条において「徴収等額」という。）を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する児童手当等の額（法第 2 0 条の規定に基づく寄附金額又は法第 2 2 条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。）から徴収等額を控除した額を支払うものとする。
- 3 学校給食費等徴収等申出書の署名欄と児童手当等の請求者等の氏名が異なる場合、その他申出に基づく徴収等を行うことができないと判断される場合には、当該申出書を請求者等に返戻すること。
  - 4 請求者等より、学校給食費等徴収等申出書の内容を変更し、又は、学校給食費等徴収等申出書を撤回するため、様式第 2 3 による申出書（以下「学校給食費等徴収（支払）変更等申出書」という。）が提出された場合には、速やかに処理を行うこと。

（児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理）

第 3 0 条 法第 2 2 条の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、次により処理するものとする。

- (1) 様式第 2 4 の保育料特別徴収決定通知書（以下「特別徴収通知書」という。）を作成し、特別徴収の対象者に予め送付すること。
- (2) 前号により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者に予め送付すること。
- (3) 支払期日毎に特別徴収通知書に基づく徴収額を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する児童手当等の額から徴収額を控除した額（法第 2 0 条の規定に基づく寄附金額又は前条第 2 項第 2 号に規定する徴収等額がある場合は、それらの額をさらに控除した額）を支払うものとする。

（個人番号の変更等に係る事務処理）

第 3 1 条 個人番号変更等申出書（様式第 2 5 号）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者台帳の受給者の個人番号欄、配偶者等の氏名欄、配偶者等の個人番号欄、児童の個人番号欄を必要に応じて改めるものとする。

(2) 受給者が施設等受給者（個人であり被用者であるときに限る。）である場合は、受給者台帳（施設等受給者用）の設置者等の個人番号欄を改めるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第 3 2 条 帳簿、請求書、届書等は、それぞれ次の期間保存するものとする。

(1) 受給者台帳 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から 5 年

(2) 父母指定者管理台帳 父母指定者に児童手当等が支給されなくなった日の属する年度の翌年度から 5 年

(3) 認定請求書 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から 5 年

(4) 現況届 提出のあった日の属する年度の翌年度から 5 年

(5) 未支払請求書 提出のあった日の属する年度の翌年度から 5 年

(6) 額改定認定請求書 提出のあった日の属する年度の翌年度から 5 年

(7) 前 6 号以外の届書等 提出のあった日の属する年度の翌年度から 1 年

（通知書等作成の取扱い）

第 3 3 条 様式第 6 から様式第 2 5 までの通知書等を作成する場合には、必要に応じて、様式を変更し、又は情報提供すべき記載事項を付記することができるものとする。

（その他必要事項）

第 3 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この訓令は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

(表面)

児童手当・特例給付受給者台帳

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)	性別		男・女	生年月日	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	配偶者の有無	有・無				
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -						個人番号					
者	1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)		⑧支払希望 金融機関	名称	支店名	口座番号	口座名義					
					銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店コード (3ケタ)							
配偶者等	(ふりがな) 氏名	住所 (請求者と異なる場合)		(上欄と異なる場合に記入してください)									
	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先: ) ウ. 被用者等でない者	個人番号	1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)									
児童	氏名 及び 個人番号 (別居監護の場合)	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所	監護の有 無	生計関係	児童との関係	児童手当・特例給付該当年月日			非該当年月日
							有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	
							有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
							有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
							有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
							有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
							有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
加入している公的年金制度の種類				扶養親族等及び児童の数	人	認定年月日	支給開始年月		手当月額				
ア. 厚生年金保険      イ. 国民年金      ウ. その他 ( ) ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教職員共済      ( ) 地方公務員等共済 ( ) 国家公務員共済				うち老人控除対象配偶者 及び老人扶養親族の合計数		(人)					・ 3歳未満分 ・ 3歳以上小学校修了前分 ・ 中学生分		円
備考	所得の状況		年分所得額	円		支給事由消滅 年月日・消滅事由						円	
	区分		児童手当 特例給付			(消滅事由)						円	
										計		円	

(裏面)

区分		年度		年度		年度		年度		年度		
届出の有無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		
被用者又は公務員か否かの別		被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		
現況届	加入年金等の種別											
	前年の所得額	円		円		円		円		円		
	扶養親族等及び児童の数	人		人		人		人		人		
	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	人)		人)		人)		(人)		人)		
	区分	児童手当 特例給付		児童手当 特例給付		児童手当 特例給付		児童手当 特例給付		児童手当 特例給付		
	備考											
		支払年月日	・		・		・		・		・	
支	10月	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計									
		学校給食費等徴収等額 ②	円		円		円		円		円	
		保育料の特別徴収額 ③	円		円		円		円		円	
		寄附金額 ④	円		円		円		円		円	
	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円		円		
払	2月	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計									
		学校給食費等徴収等額 ②	円		円		円		円		円	
		保育料の特別徴収額 ③	円		円		円		円		円	
		寄附金額 ④	円		円		円		円		円	
	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円		円		
金額	6月	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計									
		学校給食費等徴収等額 ②	円		円		円		円		円	
		保育料の特別徴収額 ③	円		円		円		円		円	
		寄附金額 ④	円		円		円		円		円	
	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円		円		
	備考											

(表面)

児童手当受給者台帳 (施設等受給者用)

受給者	(ふりがな)		設置者等の氏名 (法人名等)		個人番号											職業	支払金融機関	名称		支店名			
	性別	男・女	生年月日		施設等の名称											施設等の種類		銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店コード (3ケタ)				
	設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)		〒 -			電話 ( )		施設等所在地又は里親住所地		〒 -		電話 ( )		口座番号					口座名義				
加入している公的年金制度の種類										認定年月日					支給開始年月					手当月額			
ア. 厚生年金保険      イ. 国民年金      ウ. その他 ( ) ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教職員共済      ( ) 地方公務員等共済 ( ) 国家公務員共済																				3歳未満分      円			
備考										支給事由消滅年月日・消滅事由										3歳以上分      円			
										(消滅事由)										計      円			

		(裏面)															
分		年度															
現 況 届	届出の有無	有 ・ 無															
	被用者又は公務員であるか否かの別	被 ・ 公 ・ 非被															
	加入年金等の種別																
	備考																
施設入所等児童の氏名																	
生年月日																	
入所等期間																	
支払金融機関																	
口座番号																	
児童手当日 該当年月日	3歳未満																
	3歳以上																
児童手当非該当年月日																	
支 払 金 額	10 月 期	支払年月日	円														計
		年齢区分	3歳未満	円													
			3歳以上	円													
	支払金額	円															
2 月 期	支払年月日	円														計	
	年齢区分	3歳未満	円														
		3歳以上	円														
支払金額	円																
6 月 期	支払年月日	円														計	
	年齢区分	3歳未満	円														
		3歳以上	円														
支払金額	円																
備考																	

※支払金融機関欄及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

様式第3（第6条関係）

整 理 番 号	
------------	--

児童手当  
関係書類返戻・保留カード  
特例給付

請 求 者	氏 名 （ 法 人 名 等 ）	
	住 所 （ 施 設 等 所 在 地 ）	
返 戻・保 留 理 由		
返戻・保留通知年月日		
再 提 出 年 月 日		
調 査 等 完 了 年 月 日		
備 考		





様式第6（第10条関係）

年 月 日

様

大口町長

印

児童手当 返戻  
関係書類 通知書  
特例給付 保留

年 月 日付けで請求（届出）のありました（ ）  
返戻

については、下記の理由で することとしましたので通知します。

保留

なお、請求書（届出書）を再提出の際には、この通知書を添えて提出してください。

記

返戻した理由	保留した理由

※整理番号
※受付年月日            .            .

児童手当・特例給付 別居監護申立書

大口町長

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1 別居している児童について

ふりがな 児童の氏名	個人番号	続柄	生年月日
-----			年 月 日
-----			年 月 日
-----			年 月 日

(注) 申立人が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しておりその状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要  
住所 \_\_\_\_\_

2 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた世帯主 の続柄
-----	
-----	

3 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
- (2) 児童の進学、通学のため
- (3) その他 ( \_\_\_\_\_ )

4 別居期間

年 月 日 から 年 月 日までを予定

5 監護、生計同一又は生計維持の状況（面会、仕送り等について）

年 月 日

【申立人】（児童手当・特例給付の請求者・受給者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

様

大口町長

印

児童手当・特例給付 認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当・特例給付については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象となる児童の数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	(中学生) 人
	計 人
2. 区分	児童手当
	特例給付
3. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円
	(中学生) 円
	計 円
4. 支給開始年月	年 月から
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	( )
備 考	

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

児童手当・特例給付 認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当・特例給付については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由	
備 考	

児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）

様

大口町長



大口町児童手当事務取扱要領第●条第●項第●号の規定に基づき、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供します。

記

整理番号	受給者					配偶者			受給者と同居している児童		備考
	氏名	性別	児童との続柄	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所	氏名	生年月日	
		男・女		・			・				
		男・女		・			・				
		男・女		・			・				
		男・女		・			・				

様

大口町長 図

児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項							
1. 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2. 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3. 支給開始年月	年 月から						
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）							
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）							
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。							
備考							

## 4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

## 5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

児童手当認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由	
備考	

様

大口町長 図

児童手当・特例給付 額改定通知書

児童手当・特例給付の額の改定については 請求、届出 職 権 により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象となる児童の数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	(中学生) 人
	計 人
2. 区分	児童手当
	特例給付
3. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円
	(中学生) 円
	計 円
4. 改定年月	年 月から
5. 改定(増・減額)の理由	( )
備 考	

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

児童手当・特例給付 額改定請求却下通知書

児童手当・特例給付の額の改定については請求、届出により、次のとおり却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由	
備 考	

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

児童手当額改定通知書 (施設等受給者用)

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項							
1. 改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2. 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3. 改定年月	年 月から						
4. 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由 (※)							
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由 (※)							
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください							
備考							

## 4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

## 5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

第 号  
年 月 日

様

大口町長

回

児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）

児童手当の額の改定については請求、届出により、次のとおり却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由	
備 考	

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当・特例給付の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において町を代表する者は大口町長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

児童手当支給事由消滅通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

児童手当・特例給付における父母指定者の受給事由消滅について（通知）

様

大口町長



大口町児童手当事務取扱要領第21条第4号の規定に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供します。

記

整理番号	父母指定者				児童				支給事由消滅 年月日	備 考
	氏名	性別	生年月日	住所	氏名	父母指定者との 関 係	生年月日	住所		
		男・女	・				・		・	
							・			

様式第15 (第24条関係)

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって担当窓口でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

1. 支払期間

年 月分から
年 月分まで

2. 支払金額

円
---

3. 支払日

年 月 日

時から

時まで

4. 担当窓口

年 月 日

様

大口町長

印

児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支給については、下記のとおり支払をしますので、この通知書と印鑑をお持ちの上、支払場所へお越してください。

記

1 支払期間

年 月分から
年 月分まで

2 支払金額

円
---

3 支払日

年 月 日

時から

時まで

4 支払場所

様式第15の3（第24条関係）

第 年 月 日 号

様

大口町長 印

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

支払日	年 月 日	
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	合計 円
口座情報		
備考		

年 月 日

様

大口町長

印

児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、下記のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合 計 \_\_\_\_\_ 円  
支 払 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

様式第15の5（第24条関係）

第 年 月 日 号

様

大口町長 印

児童手当  
支払通知書  
特例給付

児童手当

の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り  
特例給付

込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおり  
ですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等  
の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及  
び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第  
4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第6  
条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第7項若しくは  
第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、  
児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育  
料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

( 年10月定期支払 年 月 日)		
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
( 年2月定期支払 年 月 日)		
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
( 年6月定期支払 年 月 日)		
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

様式第15の6（第24条関係）

第 年 月 日 号

施設等の名称  
施設等の種類  
施設等所在地又は里親住所地  
設置者等の氏名（法人名等） 殿

大口町長



児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

( 年10月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		計	円

( 年2月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		計	円

( 年6月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		計	円

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

支給決定  
未支払児童手当・特例給付 通知書  
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当・特例給付の支給についての支給については、次のとおり 支給することに決定 しましたので通知します。  
請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

様

大口町長



支給決定 未支払児童手当 請求却下 通知書(施設等受給者用)

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり支給することに決定 しましたので通知します。  
請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

児童の氏名	住 所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	

合計 円

第 号  
年 月 日

様

大口町長 図

児童手当・特例給付支払差止通知書

次のとおり児童手当・特例給付の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

年 月 日

様

大口町長

印

児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）

下記のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

様式第20 (第28条関係)

児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書

住所 (法人の主たる事務所の所在地)

\_\_\_\_\_

氏名 (法人名等)

\_\_\_\_\_

金 \_\_\_\_\_ 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

大口町長

印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

様式第21 (第28条関係)

※ 整理番号
※ 受付年月日 . . .

児童手当 寄附変更申出書  
 特例給付 寄附撤回申出書

大口町長 様

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更	・	寄附の撤回
------	-------	---	-------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区 分	寄附額	
<input type="checkbox"/> 児童手当等の全部 (各月の手当額の全部を寄附)	計	円
<input type="checkbox"/> 児童手当等の一部 (各支払期月毎に右の額を寄附)	年10月支払期 (6月分～9月分)	計 円
	年2月支払期 (10月分～1月分)	計 円
	年6月支払期 (2月分～5月分)	計 円

年 月 日

住 所 (法人の主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人名等) \_\_\_\_\_ (印)

様式第 2 2 (第 2 9 条関係)

第 年 月 日 号

様

大口町長

印

児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第 21 条第 1 項・第 2 項の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、児童手当・特例給付から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

※整理番号
※受付年月日 . .

大口町長 様

児童手当 学校給食費等徴収（支払）変更申出書  
からの  
特例給付 学校給食費等徴収（支払）撤回申出書

私は、児童手当法第21条 第1項 の規定に基づいて行った学校給食費等の徴収等  
第2項

について、以下のとおり申し出ます。

記

1. 申出の別 申出の変更 ・ 申出の撤回

2. 変更の場合

児童の氏名	児童手当等から徴収する （支払う）費用（変更後）	徴収期間（変更後）

年 月 日

住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名等） \_\_\_\_\_ (印)

様式第24（第30条関係）

住所（法人の主たる事務所の所在地）  
氏名（法人名等） 様

第 年 月 日 号  
大口町長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年6月分	( 円 月分保育料)	
年10月分	( 円 月分保育料)	
年2月分	( 円 月分保育料)	
年6月分	( 円 月分保育料)	

町長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日（上記の異議申立てに対する決定を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に大口町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。

